

戸籍総合システム更新等業務についての質問書に対する回答

No	該当資料名	頁	該当項目	質問・意見内容	記述種類	回答内容
1	戸籍総合システム更新等業務公募型プロポーザル実施要領	2	4参加に係る必要な書類の提出イ(ア)企画提案書	企画提案書のページ数上限などについては、特段の指定は無いと理解しております。上限指定が無い場合、各社の企画提案書が数百ページに及ぶ可能性もあり、そのなかから甲府市様の選考審査基準のポイントを読み解き、評価することが煩雑になることを懸念される場合もございます。そのため、「50ページ程度」など一定の上限を示される事例も多くなっております。ご検討いただければ幸いです。	意見	本市の提示する記載項目数を鑑み、企画提案書は50ページ程度とします。
2	別紙2 戸籍総合システム更新等業務仕様書	4	2.2.1基本サービス 上段①	令和元年5月成立の戸籍法の一部を改正する法律に先駆け、平成30年度から法務省にて文字基盤整備事業として、各自治体から戸籍システムにて保有する文字の提供が必要となっております。本調達より、再度この文字提供が必要となった場合、本仕様書の①に該当し、本提案金額内での対応が必要と認識しております。この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおり。本提案金額内での対応となります。
3	別紙2 戸籍総合システム更新等業務仕様書	4	2.2.2大規模法制度改正対応	令和元年5月成立の戸籍法の一部を改正する法律およびいわゆるデジタル手続き法への法改正につきましては、法的観点及び業務的観点から大規模法制度改正対応と認識しております。一方で、同仕様書4ページ上段記載の運営開始前の法制度改正におきましては、基本サービスの範囲内で対応することの記述がございます。これは現在法務省及び総務省から仕様書案が提示されている令和2年度分としての改修範囲について、本提案範囲内とし、まだ仕様書が提示されていない令和3年度以降の改修及び対応経費については現時点での積算ができないことから、本提案金額に含まないと認識しております。この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	仕様書2.2.1 を一部修正します。令和元年5月成立の戸籍法の一部を改正する法律およびデジタル手続き法への法改正について、令和2年度分の改修に限っては、本提案金額に含まれません。それ以外の法制度改正対応については仕様書2.2.1に記載のとおり基本サービスに含むため、本提案金額に含まれます。ただし、大規模法制度改正に関しては提案金額に含まれません。大規模法制度改正とは仕様書2.2.2に記載のとおりです。
4	別紙2 戸籍総合システム更新等業務仕様書	4	2.2.2大規模法制度改正対応	No.3の経費につきましては、法務省及び総務省からの補助金などの支給が見込まれているため、別途当該単位での契約が甲府市様にとって望ましいと考えております。そのため、対象金額が分かる形で提案書などへの記載が必要と考えております。この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	令和元年5月成立の戸籍法の一部を改正する法律およびデジタル手続き法への法改正について、令和2年度分の改修のみご提案ください。
5	別紙2 戸籍総合システム更新等業務仕様書	4	2.2.2大規模法制度改正対応	協議が整わない場合や詳細な判断基準や算定方法について、最終的に貴市が判断、決定する仕様となっておりますが、弊社としての法改正に対する対応方針や対応範囲などについては、企画提案書にてご提案させていただきたいと考えております。ご高覧いただきますようお願い申し上げます。	意見	優先交渉権者選考審査基準「3.2.1法制度改正対応」にてご提案ください。
6	別紙2 戸籍総合システム更新等業務仕様書	5	2.2.5コンビニ交付サービス提供サービス内容表中 上から8行目	「システム構築に際し、住記・戸籍側との文字の同定作業が発生する場合、受託者にて作業を実施、その結果をリストにて提示できること」との記載がございますが、新たに同定作業が発生する場合には、既存貴市住民記録システムベンダー様にて保有する内容・外字を含む全ての文字と戸籍システム側で保有する文字を同定し、そのリストを提示するという認識で差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおり。
7	別紙3 サービス仕様書	1	1.2.1	本仕様は、今回調達されるサービス提供期間内において、戸籍システムとしての事業継続性を担保するための仕様であると認識しております。そのため、サービス調達期間である令和7年12月31日までを対象とされていると理解しております。これらから、本サービス提供期間内における「事業やサービスの継続に支障を来たす場合」の費用については、原則本事業の範囲内であると理解しておりますが、本事業完了時に仮に他社様に変更が発生した場合に係る既存事業者からのデータ提供費は、積算対象外と理解しております。この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	既存事業者からのデータ提供費を積算対象外とする根拠が示されていないため、事業契約書(案)第9章 表明保証及び誓約 第47条(契約終了後の措置)に記載のとおり、本契約終了に伴う手続に関する諸費用については、すべて受託者の負担となることから、業務に必要な全データを提供する等の費用は本提案金額に含まれております。
8	別紙4 戸籍総合システム更新等業務仕様書	2	1.2対象範囲について ⑥	「その他既存戸籍総合システムで保有する全データの完全性、正確性を担保するための関連業務データ」との記載がございますが、当該項目で明示されている①から⑥のデータに加え、既存システムで管理している訂正前の履歴データ、戸籍訂正許可書作成データ、犯歴データ、操作履歴データ、証明発行履歴データなどを本サービスにおいても利用できる状態での移行、もしくは新事業者側での全件入力などの対応が必要と理解しております。この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおり。
9	別紙4 戸籍総合システム更新等業務仕様書	6	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.105	「複数戸籍の一括決裁機能は有しないこと」との記載がございますが、戸籍編成上の最終的な判断である決裁業務の重要性に鑑み、一括での決裁機能の搭載自体が、法務省が定める基準書の考え方からふさわしくないと理解しております。基準書遵守の観点からも、括弧表示を削除のうえ、本機能要件を「必須」とされることをご提案いたします。	意見	業務仕様書及び機能評価シートのNo.105について、下記のとおり修正します。 ・機能要件欄:複数戸籍の一括決裁機能は有しないこと。 ・必須欄:「○」

10	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	7	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.151、153	自動交付機との記載がございますが、コンビニ交付のみとの認識でよろしいでしょうか？	質問	お見込みのとおり。 業務仕様書及び機能評価シートを修正します。
11	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	8	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.172	「(記載事項証明出力を含む。)」との記載がございますが、記載不要届書については、原本はあくまで紙管理となっていることから、システムから出力された記載不要届書イメージに公印を自動で認証・印字する機能は、複製からの証明書作成となり、認められていないと認識しております。そのため、この記述は、システムで管理している記載不要届書イメージを出力できることと理解しております。 この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおり。 業務仕様書及び機能評価シートを修正します。
12	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	8	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.173	本機能実施に必要な第一証明発行ベンダー及び住民記録システムベンダーである株式会社電算様に係る費用についても、積算対象と認識しております。 この認識にて差し支えないでしょうか？(見積りに含める必要があるかどうか、ご回答をお願いします。)	質問	業務仕様書 1.5 基本事項に記載のとおり、既存住記システム及びコンビニ交付システム(第一証明発行ベンダー)に改修が発生しないようにすること。 ただし、第一証明発行ベンダー側に改修が発生する場合、その費用については別途事業者の負担となるため、本提案金額には含みません。
13	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	10	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.226から231	本機能実施に必要な住民記録システムベンダーである株式会社電算様に係る費用についても、積算対象と認識しております。 この認識にて差し支えないでしょうか？(見積りに含める必要があるかどうか、ご回答をお願いします。)	質問	業務仕様書 1.5 基本事項に記載のとおり、既存住記システム及びコンビニ交付システム(第一証明発行ベンダー)に改修が発生しないようにすること。 ただし、第一証明発行ベンダー側に改修が発生する場合、その費用については別途事業者の負担となるため、本提案金額には含みません。
14	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	10	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.235	個人情報保護の観点から、仕様記載の戸籍・除籍データ移行だけでなく、甲府市様が保有する個人情報については、追加でデータセットアップが発生した場合には、その対応も含めて甲府市様庁内での対応が必須と認識しております。 この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおり。 業務仕様書及び機能評価シートを修正します。
15	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	11	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.237	文字については、既存データにて保有する人名用漢字、誤字、俗字、変体仮名などの文字属性に関わらず、集約や変更が発生しないように移行前の字形イメージと完全一致させることが必要と認識しております。 この認識にて差し支えないでしょうか？	質問	お見込みのとおりですが、これを実現するために必要な条件があればご提示ください。
16	別紙4 戸籍総合システム更新等業務 業務仕様書	11	1.6業務仕様 (1)戸籍総合システム提供事業 No.238	文末に「戸籍」との記載がございます。追加で確認が必要な文章がございましたら、ご提示ください。	質問	文言を削除します。 業務仕様書を修正します。